

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	武蔵野音楽大学
設置者名	学校法人 武蔵野音楽学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部等 共通 科目	専門 科目	合計		
音楽学部	演奏学科	夜・通信		39		39	13	
	音楽総合学科	夜・通信				39	13	
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.musashino-music.ac.jp/students/syllabus/

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	武蔵野音楽大学
設置者名	学校法人 武蔵野音楽学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.musashino-music.ac.jp/about/officer/>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	公益財団法人 理事	2025 年 6 月 12 日 定時評議員会終 結後から 2028 年 度定時評議員会 終結の時まで	法人運営全般
非常勤	公益財団法人 会長		法人運営全般
非常勤	弁護士		法人運営全般
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	武蔵野音楽大学
設置者名	学校法人 武蔵野音楽学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) シラバスは、授業担当教員が示された記載項目・記載内容・記載方法等に基づき作成する。各教員から提出されたシラバスは、それぞれの教員が所属する「ファカルティ」、学科長による記載内容等のチェックを経て、最終的に作成担当部署が点検をして完成する。 シラバスの記載項目は、「科目ナンバー」「開講期」「授業科目名」「組」「担当教員」「授業形態」「開講年次」「曜日・時限」「時間・時限数」「単位数」「主要授業科目」「授業の到達目標及びテーマ」「授業の概要」「予習・復習等の内容・それに必要な時間」「課題(試験やレポート等)に対するフィードバックの方法」「学生に対する成績評価の方法・基準」「テキスト」「参考書・参考資料等」「授業内容」「学位授与の方針との関連・学修度」であり、カリキュラム・ポリシーに則り、それぞれの授業科目の特性に応じた内容で作成している。 その他シラバスには、「教育研究目的」「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「実務経験のある教員による授業科目・担当教員」「成績評価基準」「カリキュラムマップ」「カリキュラムツリー」等を掲載している。 シラバスは、毎年、新年度開始前に作成し、本学ウェブサイトで公表している。	
授業計画書の公表方法	https://www.musashino-music.ac.jp/students/syllabus/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) ①所属する学科・コース・専修別に定められているカリキュラムに基づき、シラバスを参考にして履修する科目を選定し、所定の期日までに履修登録をする。 ②履修した授業科目について、シラバスに示す到達目標に基づき、実技試験・筆記試験・レポート等により学修成果を把握し、あらかじめ示した成績評価基準に基づき、クラス授業科目及び実技科目ごとの点数区分に応じ、「S」「A」「B」「C」「D」で評価し、「C」以上を合格として単位修得を認めている。 ③ただし、履修登録した授業科目について、実施された授業回数の3分の2以上(集中授業は5分の4以上)の出席がない場合は、所定の試験に合格した場合であっても、単位修得は認めていない。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 成績評価の客観的指標としてGPA (Grade Point Average) を使用しており、履修登録した科目(教員免許課程・学芸員課程・第二副科の科目は対象外)における1単位あたりのGPAを算出している。奨学金授与対象者、卒業演奏会出演者、卒業式卒業生代表者の各選考に活用するとともに、前年度のGPAが3.4以上の学生については、年度ごとに定める履修単位数の上限の緩和(通常40単位から44単位へ)を認めている。また、学年毎の成績分布状況について統計整理するとともに、学生個人のGPA値を学修成果の指標の一部として客観的に把握し、成績不振学生に対する学修指導の基準として利用している。 GPAの算出方法は次のとおり。 - 履修した科目毎の成績を点数化して読み替える。 「S」: 4.0、「A」: 3.0、「B」: 2.0、「C」: 1.0、「D」: 0、 「失」(出席回数基準の未充足): 0 - 履修した科目の単位数と点数化した成績をかけて履修した科目毎のGPを求める。 - GPの合計を単位数の合計で割ってGPAを出す。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.musashino-music.ac.jp/about/education/
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 本学のディプロマ・ポリシーは、以下のとおりである。 武蔵野音楽大学音楽学部(学士課程)の目的に基づき、4年以上在学して124単位以上を修得し、以下の知識・能力等を身につけたと認められる者に、学士(音楽)の学位を授与します。 - 専攻分野における基礎的な知識・能力に加え、専門的な能力(演奏学科では演奏能力、音楽総合学科の作曲コースでは創作能力、音楽学コースでは研究能力、音楽教育コースでは教育能力、アートマネジメントコースではアートマネジメント能力)を身につけている者。 - 正課の授業および正課外でのさまざまな学修体験を通して、豊かな人間性と学修に対する継続的な強い意欲を身につけている者。 - 自ら考え、創造する能力を育成し、予測することが困難な社会の諸課題に対応できる判断力、コミュニケーション能力等を身につけている者。 上記の本学ディプロマ・ポリシーに基づき、各学科・コースにおける専門的な能力や思考能力、創造力、判断力等が身に付いているか、卒業演奏、卒業作品、卒業論文等で総合的に判断し、基準を満たしているかを教授会で審議し、学長が卒業を認定する。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://www.musashino-music.ac.jp/academics/policy/

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	武蔵野音楽大学
設置者名	学校法人 武蔵野音楽学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.musashino-music.ac.jp/about/managerial-finance/
収支計算書又は損益計算書	https://www.musashino-music.ac.jp/about/managerial-finance/
財産目録	https://www.musashino-music.ac.jp/about/managerial-finance/
事業報告書	https://www.musashino-music.ac.jp/about/managerial-finance/
監事による監査報告(書)	https://www.musashino-music.ac.jp/about/managerial-finance/

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:	対象年度:	)
公表方法:		
中長期計画(名称:	対象年度:	)
公表方法:		

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法:	https://www.musashino-music.ac.jp/about/certificate/
-------	---

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法:	https://www.musashino-music.ac.jp/about/certificate/
-------	---

(3) 学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 音楽学部
教育研究上の目的（公表方法： https://www.musashino-music.ac.jp/academics/ ）
（概要） 武蔵野音楽大学音楽学部は、本学の教育方針「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」及び学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）に基づき、専攻分野における専門的知識と技術を修得させるとともに、共通の基礎専門教育としてソルフェージュ・音楽理論・西洋音楽史等の基礎的知識、ならびに広い視野に立って総合的な考察をするために必要な外国語科目・教養科目（保健体育を含む）を教授研究します。また、さまざまなコンサート・オーディション・研究発表等の実践活動への参加、ならびに実習・課外学修・インターンシップ等の現場体験を積ませます。 これらの教育研究を通して、思考力・判断力・表現力を磨き、芸術的創造力を養い、さらに、専門家を目指して真摯に音楽活動に取り組む意欲を高めて、演奏家、作曲家、研究者、教育者、芸術活動に関わる企画・運営等に携わる者として、多様な社会の要請に応え、文化芸術活動に貢献する人格豊かな人材を育成することを目的とします。
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法： https://www.musashino-music.ac.jp/academics/policy/ ）
（概要） 武蔵野音楽大学音楽学部（学士課程）の目的に基づき、4年以上在学して124単位以上を修得し、以下の知識・能力等を身につけたと認められる者に、学士（音楽）の学位を授与します。 1 専攻分野における基礎的な知識・能力に加え、専門的な能力（演奏学科では演奏能力、音楽総合学科の作曲コースでは創作能力、音楽学コースでは研究能力、音楽教育コースでは教育能力、アートマネジメントコースではアートマネジメント能力）を身につけている者。 2 正課の授業および正課外でのさまざまな学修体験を通して、豊かな人間性と学修に対する継続的な強い意欲を身につけている者。 3 自ら考え、創造する能力を育成し、予測することが困難な社会の諸課題に対応できる判断力、コミュニケーション能力等を身につけている者。
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法： https://www.musashino-music.ac.jp/academics/policy/ ）

(概要) 武蔵野音楽大学の教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」を具現するため、音楽学部全2学科に、必修科目、選択科目、自由科目を開講し、各コースの教育目的に合うよう、以下のようにカリキュラムを編成します。 1 授業科目は原則として4学年を8つに区分した Semester ごとに開講し、各専攻分野に求められる知識、能力等を段階的、体系的に修得できるよう編成する。この際、教養科目は必修科目および自由科目の一部として、全学年を通して履修を可能とする。 2 専攻実技科目については、個人レッスンにより技量の向上を図るとともに、さまざまな研究発表・演奏等の機会を設け、実践的な体験を積ませる。また、成績評価は実技試験等の結果を踏まえ、別に定めた評価基準により行う。 3 クラス授業科目については、開設科目の特性および到達目標を踏まえたクラス編成による授業を通して、グループワーク、プレゼンテーション、ディスカッション等を重視した教育方法を積極的に導入する。また、成績評価は定期試験等の結果を総合的に勘案し、別に定めた評価基準により行う。 4 教育的見地から、年次ごとの履修単位の上限を定める。
入学者の受入れに関する方針（公表方法：https://www.musashino-music.ac.jp/academics/policy/）
(概要) 武蔵野音楽大学の建学の精神「〈和〉のこころ」、および教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に共感する以下のような学修意欲と能力を備えた者を、各コースの専攻別科目、共通科目、面接、調査書等による多面的・総合的な入学者選抜によって選抜します。 1 本学の建学の精神と教育方針のもとで学修するに相応しい、豊かな人間性を有する者。 2 音楽を主体的に学び深めることにより、音楽の美を探究する意欲のある者。 3 専攻の学修に必要な能力と基礎的学力、および思考力、判断力を備えた者。

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：<https://www.musashino-music.ac.jp/about/education/>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	1 人	－					1 人
音楽学部	－	22 人	14 人	10 人	人	人	46 人
	－	人	人	人	人	人	人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0 人		242 人					242 人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法： https://www.musashino-music.ac.jp/teacher/					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
音楽学部	300 人	271 人	90.3%	1,200 人	973 人	81.1%	若干名 人	7 人
	人	人	%	人	人	%	人	人
合計	300 人	271 人	90.3%	1,200 人	973 人	81.1%	若干名 人	7 人
(備考)								

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
音楽学部	211 人 (100%)	47 人 (22.3%)	128 人 (60.7%)	36 人 (17.1%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	211 人 (100%)	47 人 (22.3%)	128 人 (60.7%)	36 人 (17.1%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要) シラバスは、授業担当教員が示された記載項目・記載内容・記載方法等に基づき作成する。各教員から提出されたシラバスは、それぞれの教員が所属する「ファカルティ」、学科長による記載内容等のチェックを経て、最終的に作成担当部署が点検をして完成する。 シラバスには、授業科目ごとに「科目ナンバー」「開講期」「授業科目名」「組」「担当教員」「授業形態」「開講年次」「曜日・時限」「時間・時限数」「単位数」「主要授業科目」「授業の到達目標及びテーマ」「授業の概要」「予習・復習等の内容・それに必要な時間」「課題（試験やレポート等）に対するフィードバックの方法」「学生に対する成績評価の方法・基準」「テキスト」「参考書・参考資料等」「授業内容」「学位授与の方針との関連・学修度」を記載している。この他、教育研究目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、実務経験のある教員による授業科目・担当教員、成績評価基準、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等を掲載している。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要)

履修した授業科目の到達目標に基づき、実技試験・筆記試験・レポート等により学修成果を把握し、あらかじめ示した成績評価基準に基づき、クラス授業科目及び実技科目ごとの点数区分に応じ、「S」「A」「B」「C」「D」で評価し、「C」以上を合格として単位修得を認めている。ただし、履修登録した授業科目について、実施された授業回数の3分の2以上（集中授業は5分の4以上）の出席がない場合は、所定の試験に合格した場合であっても、単位修得は認めていない。

ディプロマ・ポリシーに基づき、各学科・コースにおける専門的な能力や思考能力、創造力、判断力等が身に付いているか、卒業演奏、卒業作品、卒業論文等で総合的に判断し、基準を満たしているかの判定を行ない、教授会で審議を行ない学長が卒業を認定する。卒業を認められた者には、学士（音楽）の学位を授与する。

学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	GPA制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
音楽学部	演奏学科	124 単位	有・無	単位
	音楽総合学科	124 単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位

G P A の活用状況（任意記載事項）	公表方法：
学生の学修状況に係る参考情報 （任意記載事項）	公表方法：

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：<https://www.musashino-music.ac.jp/about/ekoda-campus/>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
音楽学部	演奏学科 器楽コース 声楽コース	1,390,000 円	150,000 円	670,000 円	その他は施設費
	演奏学科 ヴァイオリン・オーボエコース	1,490,000 円	150,000 円	670,000 円	その他は施設費
	音楽総合学 科	1,360,000 円	150,000 円	670,000 円	その他は施設費

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
（概要） 新入生がスムーズに学修を開始できるよう、総合型選抜（第1回・第2回・第3回）・学校推薦型選抜（指定校）の合格者および附属高等学校内部推薦認定者を対象として、合格時期または認定時期に応じた入学前教育（特別授業、英語等の課題、図書館利用等）を実施している。 履修計画に関する支援として、各セメスターの始業時に、学科・コースごとに、履修に関する種々のガイダンス、オリエンテーションを実施するほか、個々の学生からの履修相談に対応している。 授業科目の内容に関する相談に対してはオフィスアワーを設け、全専任教員が質問等に応じている。2年進学時に専門コース選択が求められるオープンメジャーシステムで入学した学生に対しては専門のアドバイザーが適切なコース選択をサポートしている。 学業、人物ともに優れ向学心あふれる学生に対する経済的支援として本学独自の返還義務のない奨学金「福井直秋記念奨学金」制度を設けている。
b. 進路選択に係る支援に関する取組
（概要） 就職課職員により、個々のニーズに対応した支援・指導を行っている。具体的には、毎年2・3・4年次全員を対象とした個人面談をはじめ、業種別のセミナーやガイダンスのほか、常時、面接指導、履歴書・エントリーシート・論作文の添削指導等の各種サポートを行っている。これらを通じて、実践的なアドバイスをを行い、学生のスキルアップを図っている。
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
（概要） 担当職員により学生の病気やケガなどの応急手当、健康相談、医療機関の紹介等を行っているほか、毎年4月に全学生を対象として定期健康診断を実施している。 また、主に修学、生活に関する相談に応じる「学生相談」、精神的な悩みや問題を抱える学生に対しカウンセリングを行う「心理カウンセリング」の両制度を設けている。 力関係等による不適切な行為が行われないよう「ハラスメント防止委員会」を設置し、相談員による相談対応等、ハラスメントの防止に組織的に取り組んでいる。 大学生活における事故等に備え、大学として「学生教育研究災害傷害保険（通学特約を含む）」に加入している。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法： https://www.musashino-music.ac.jp/about/education/

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	F113310103527
学校名 (〇〇大学 等)	武蔵野音楽大学
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人 武蔵野音楽学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		161人（ 99 ）人	155人（ 90 ）人	166人（ 101 ）人
内 訳	第Ⅰ区分	42人	49人	
	(うち多子世帯)	(ー 人)	(ー 人)	
	第Ⅱ区分	21人	15人	
	(うち多子世帯)	(ー 人)	(ー 人)	
	第Ⅲ区分	12人	ー 人	
	(うち多子世帯)	(ー 人)	(ー 人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	14人	ー 人	
	区分外（多子世帯）	72人	69人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				166人（ 101 ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人
----	---

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	— 人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	— 人	人	人
計	— 人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	— 人	人	人
G P A等が下位4分の1	— 人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	— 人	人	人
計	— 人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。